

(電子メール施行)

R5 健保安第 696 号  
令和 5 年 5 月 22 日

一般社団法人仙台市医師会長 様

仙台市健康福祉局長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症治療薬／発症抑制薬の使用期限の取扱いについて

本市の保健医療行政につきましては、日頃から格別のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添の写しのとおり厚生労働省から通知がありましたのでお知らせいたします。



事 務 連 絡  
令 和 5 年 5 月 19 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症治療薬/発症抑制薬の  
使用期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症治療薬/発症抑制薬の使用期限の取扱いについては、これまで、「ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限の取扱いについて」（令和5年4月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「パキロビッドパックの使用期限の取扱いについて」（令和5年2月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「ロナプリーブ注射液セット 300 及び同注射液セット 1332 の使用期限の取扱いについて」（令和5年2月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「ゼビュディ点滴静注液 500mg の使用期限の取扱いについて」（令和5年2月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「エバシエルド筋注セットの使用期限の取扱いについて」（令和4年11月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でそれぞれお示ししてきたところですが、今般、厚生労働省のホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/covid-19tiryouyaku\\_vaccine.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/covid-19tiryouyaku_vaccine.html)）に掲載することとしましたので、御連絡いたします。また、これに伴い、上記の事務連絡は廃止することとします。

各都道府県等におかれましては、医療機関に対し、ホームページに掲載した取扱いに基づいて各薬剤の使用期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

ホームページに掲載した取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守し

た製剤に適用されるものであり、当該取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取り計らいいただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

## 別記

全国保健所長会

全国衛生部長会

全国知事会

公益社団法人日本医師会

一般社団法人日本病院会

公益社団法人全日本病院協会

一般社団法人日本医療法人協会

公益社団法人日本精神科病院協会

一般社団法人日本感染症学会

一般社団法人日本内科学会

一般社団法人日本呼吸器学会

公益社団法人日本薬剤師会

一般社団法人日本保険薬局協会

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会